

村営住宅修繕負担区分表

場所	修 繕 箇 所	区 分		備 考
		村 (指定管 理者)	入 居 者	
天井	塗装		○	※1
	天井板の修繕	○		
	モルタル・コンクリートのはくり	○		
内壁	塗装		○	※1
	壁紙(クロス)張り替え、清掃		○	
	モルタル・コンクリートのはくり	○		
	化粧板等の修繕	○		
	押入壁等の修繕	○		
床	ニス塗り等		○	
	床板の修繕	○		
	塗り床の修繕	○		
	タイル、Pタイル等修繕	○		
	長尺シートの修繕	○		
	根太、大引の修繕	○		
畳	畳表替え		○	
	畳台の修繕	○		
	畳下板、床組の修繕	○		
	カビ、ダニ等の駆除		○	
玄関 ドア	扉本体、枠の修繕	○		
	扉本体、枠の塗装		○	開閉不良等による修理後の部分塗装は村
	鍵、取手の修繕		○	※1
	ドアクローザーの修繕、調整		○	
	蝶番等の付属金物の修繕		○	※1
	玄関ドア郵便受けの修理		○	郵便受け撤去による封鎖は村負担
	ドアスコープの修繕		○	
	ドアチェーンの修繕		○	
金属製 建具	金属製建具(アルミサッシ等)本体、枠の修繕	○		
	鍵、取手の修繕		○	
	蝶番、クレセント等の付属金物の修繕		○	
	ガラリ戸の修繕	○		
	戸車の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	※1
木製 建具	木製建具(洋室、トイレ等のドア)本体、枠の修繕	○		
	襖、障子等の張替え		○	
	襖、障子等の骨組みの修繕	○		
	鴨居、敷居の修繕	○		
	レール、戸車等の修繕		○	
	引き手の修繕		○	
	蝶番、その他付属金物の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	※1
台 所	流し台天板修繕	○		
	流し台内部及び底板の張替え	○		
	流し台の扉等化粧板の張替え		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	流し台排水トラップ漏水	○		
	流し台水栓修繕及びパッキンの取替え		○	※1
	排水口目皿、トラップわんの修繕	○		
	水切り棚の修繕		○	
	レンジフードの修繕	○		日常の清掃は入居者にて実施 共益費対応による負担
洗面 器 ・ 台	排水管つまり清掃		○	
	洗面器本体破損		○	
	洗面台の扉等化粧板の張替え		○	
	洗面台の取手、蝶番等付属物の修繕		○	
	洗面器排水トラップの漏水	○		
	洗面器水栓の修繕及びパッキンの取替え		○	※1
	洗面器ゴム栓取替え		○	
	洗面台固定金物の修繕	○		※2
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担

※1 自然劣化の場合は村負担で修繕する場合もありうる。

※2 恩納村営住宅の設置及び管理条例第21条第3項により、入居者の責によるものは村負担区分であっても入所者負担とする。

村営住宅修繕負担区分表

場所	修 繕 箇 所	区 分		備 考
		村 (指定管 理者)	入 居 者	
棚 等	押入れの棚板、底板の修繕	○		
	棚本体、棚板の修繕	○		
	靴箱本体、棚板の修繕	○		
	傘掛け等の付属物の修繕		○	
ト イ レ	便器本体破損		○	
	便座の修繕		○	
	ペーパーホルダーの修繕		○	
	ロータンク本体破損		○	
	ロータンクボールタップの修繕	○		
	ロータンクラバーボールの修繕		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり修繕		○	共益費対応による負担
浴 室	シャワーセットの修繕		○	
	シャワー混合栓修繕及びパッキン取替え		○	※1
	鏡破損		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水口目皿、トラップわんの修繕	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
ガ ス	湯沸かし器のリモコン等不良(村設置のもの)		○	
	ガスcock取替え		○	
	ガスホール取替え		○	
	ガス管漏洩	○		
	ガス管切り直し(浴室内設置湯沸器の屋外移動に伴うもの)	○		
洗 濯 場	洗濯機用水栓修繕等及びパッキン取替え		○	※1
	洗濯パンの修繕	○		
	洗濯パンのトラップの修繕	○		
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
ベ ラ ン ダ	物干し金具の修繕		○	※1
	格子等の修繕	○		
	ベランダ隔壁、避難用ハッチの修繕	○		※2
	雨水樋等のつまり清掃		○	共益費対応による負担
電 気	電灯スイッチ、コンセント、チャイム、インターホンの修繕		○	
	ブレーカーの修繕	○		
	屋内配線の修繕	○		
	電灯器具の修繕(浴室・トイレ照明などで既存設備のもの)	○		
	換気扇及びクーラーの修繕	○		
	テレビアンテナ接続端子の修繕		○	ユニットは村負担
ま す 側 溝	電話接続端子の修繕		○	
	汚水・雨水等ますの修繕	○		
	汚水・雨水等ますの蓋の修繕	○		
	側溝の修繕	○		
	ます、側溝の清掃		○	共益費対応による負担
児 童 遊 園	砂場の砂補充	○		
	遊具の点検、修繕		○	共益費対応による負担
	児童遊園の清掃		○	共益費対応による負担
植栽	共用部の樹木剪定、芝の管理、草刈		○	共益費対応による負担
そ の 他	害虫駆除(白蟻を除く)		○	白蟻駆除は村負担
	建物外壁、屋上、廊下、階段等の修繕	○		
	屋外、廊下等外灯の修繕(球は除く)	○		
	屋外、廊下等外灯の球取替え		○	共益費対応による負担
	集合郵便受けの修繕		○	
	消火器取替え	○		
	エレベーターの修繕	○		

※1 自然劣化の場合は村負担で修繕する場合もありうる。

※2 恩納村営住宅の設置及び管理条例第21条第3項により、入居者の責によるものは村負担区分であっても入所者負担とする。